統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 11 月

総務省政策統括官(統計基準担当)

目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	2
	届出統計調査の受理	3
2	一般統計調査の承認	5
	鉄鋼生産内訳月報(平成25年承認)(経済産業省)	5
	商品流通調査(平成25年承認)(経済産業省)	7
	環境にやさしい企業行動調査(平成25年承認)(環境省)	8
3	届出統計調査の受理	g
(1) 新規	g
	住生活総合調査 熊本県拡大調査(平成25年届出)(熊本県)	9
	中学生の生活・学習状況への意識に関するアンケート調査(平成25年届出)(相模
	原市)	10
	歯科検診受診勧奨モデル事業調査(平成25年届出)(愛知県)	12
	大阪府内中小企業の経営実態に関する調査(平成25年届出)(大阪府)	13
	野菜摂取量アップ対策に関するアンケート調査(平成25年届出)(徳島県)	14
	「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査(平成 2	5年
	届出)(仙台市)	15
	相模原市子ども・子育て支援新制度システム構築等事前調査(平成 2 5 年届出)	(相
	模原市)	17
	県内の公共施設等での禁煙・分煙状況調査(平成25年届出)(栃木県)	20
	札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査(平成25年届出)(札幌市)	22
	福岡市動植物園に関する市民調査(平成25年届出)(福岡市)	23
	鳥取県に関するイメージ調査(平成25年届出)(鳥取県)	24
	浜松市障害福祉計画策定に伴う実態調査(平成25年届出)(浜松市)	25
(2) 変更	26
	大阪府景気観測調査(平成25年届出)(大阪府)	26
	県民生活基本調査(平成25年届出)(岩手県)	28
	住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)(長崎県)	29
	北九州市国際ビジネス実態調査(平成25年届出)(北九州市)	30

<i>(</i>	参考)基幹統計の指定	40
	住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)(福岡県)	39
	企業対象暴力に関するアンケート調査(平成25年届出)(北九州市)	38
	大阪市障がい者等基礎調査(平成25年届出)(大阪市)	34
	山口県鉱工業生産動態統計調査(平成25年届出)(山口県)	33
	住生活総合調査 拡大調査(平成25年届出)(和歌山県)	32
	住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)(沖縄県)	31

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあっては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあっては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法 下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されてい たものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査 以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、 本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実	施	者	主	な	承	認	事	項	承認年月日
該当無し										

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称		;	実於	色者		
H25.11.15	鉄鋼生産内訳月報	経	済	産	業	大	臣
H25.11.22	商品流通調査	経	済	産	業	大	臣
H25.11.22	環境にやさしい企業行動調査	環	ţ	竟	大	•	田

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称		ᢖ	尾施 者	ž	
H25.11.5	住生活総合調査 熊本県拡大調査	熊	本	県	知	事
H25.11.5	中学生の生活・学習状況への意識に関するアンケート調査	相	模	原	市	長
H25.11.8	歯科検診受診勧奨モデル事業調査	愛	知	県	知	事
H25.11.11	大阪府内中小企業の経営実態に関する調査	大	阪	府	知	事
H25.11.14	野菜摂取量アップ対策に関するアンケート調査	徳	島	県	知	事
H25.11.14	「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアン ケート調査	仙	台		市	長
H25.11.14	相模原市子ども・子育て支援新制度システム構築等事前調査	相	模	原	市	長
H25.11.18	県内の公共施設等での禁煙・分煙状況調査	栃	木	県	知	事
H25.11.19	札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査	札	幌		市	長
H25.11.20	福岡市動植物園に関する市民調査	褔	岡		市	長
H25.11.28	鳥取県に関するイメージ調査	鳥	取	県	知	事
H25.11.29	浜松市障害福祉計画策定に伴う実態調査	浜	松		市	長

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称			実施都	i i	
H25.11.1	大阪府景気観測調査	大	阪	府	知	事
H25.11.5	県民生活基本調査	岩	手	県	知	事
H25.11.5	住生活総合調査拡大調査	長	崎	県	知	事
H25.11.5	北九州市国際ビジネス実態調査	北	九	州	市	長
H25.11.7	住生活総合調査拡大調査	沖	縄	県	知	事
H25.11.11	住生活総合調査 拡大調査	和	歌	Щ	果 知	事
H25.11.11	山口県鉱工業生産動態統計調査	Н	П	県	知	事
H25.11.12	大阪市障がい者等基礎調査	大	[3]	Σ	市	長
H25.11.20	企業対象暴力に関するアンケート調査	北	九	州	市	長
H25.11.22	住生活総合調査拡大調査	福	岡	県	知	事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

- 一般統計調査の承認
- 【調查名】 鉄鋼生産内訳月報(平成25年承認)
- 【承認年月日】 平成25年11月15日
- 【実施機関】 経済産業省製造産業局鉄鋼課、産業機械課素形産業室
- 【目 的】 普通鋼鋼材の外販別生産、特殊鋼鋼材の鋼種別・形状別生産、普通鋼及び特 殊鋼鋼管の製法別・用途別生産並びに設備の基数を把握して、適切なる行政施策 の基礎資料とすることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、2.鉄鋼生産内訳月報(鍛綱品・鋳鋼品) 1.鉄鋼生産内訳月報 (特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳)の2調査票から 構成されており、いずれも昭和37年に、経済産業省生産動態統計調査(指定統計第11号を作成するための調査)の簡素、合理化措置により分離して実施されているものである。
- 【調査の構成】 1-鉄鋼生産内訳月報(普通鋼鋼材生産内訳、特殊鋼鋼材生産・消費・ 在庫内訳、鋼管生産内訳、設備) 2-鉄鋼生産内訳月報(鍛綱品・鋳鋼 品)
- 【公表】 月報は調査月の翌々月中旬、年報は調査年の翌年6月
- 【備 考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更(調査項目の削除及び一部追加)報告を求める者の数の変更、その他(調査の名称・目的)等
- 【調査票名】 1 鉄鋼生産内訳月(普通鋼鋼材生産内訳、特殊鋼鋼材生産・消費・在庫 内訳、鋼管生産内訳、設備)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)普通鋼鋼材(再生鋼材を除く) 特殊鋼鋼材及び鋼管を生産している事業所 (抽出枠)経済産業省生産動態 統計調査 調査対象名簿
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)350 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済 産業省-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)毎月 (実施期日)調査月の翌月12日まで
 - 【調査事項】 1.普通鋼外販用・受託分・委託分鋼材生産内訳、2.特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費・在庫内訳(鋼種別・形状別)3.特殊鋼冷間仕上鋼材生産・消費内訳(鋼種別・形状別)4.特殊鋼鋼管用原材料鋼種別消費内訳(管材を除く)5.鋼管製法別・用途別生産内訳、6.特殊鋼鋼管鋼種別生産・冷けん用消費内訳、7.生産設備基数
- 【調査票名】 2 鉄鋼生産内訳月報(鍛鋼品・鋳鋼品)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)鍛鋼品、鋳鋼品を生産する事業

所 (抽出枠)日本鋳鍛鋼会が作成する調査対象事業所一覧

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)90 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済 産業省-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)月(平成25年1月調査以降) (実施期日)翌月12日

【調査事項】 1.事業所名、所在地等、2.機種別、鉄鋼別生産内訳、3.内需・輸出 別生産内訳 【調查名】 商品流通調查(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年11月22日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室

- 【目 的】 製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の交易状況と、主要な販売先業種を明らかにし、経済産業省、各経済産業局及び沖縄県にて作成する地域産業連関表並びに関係府省庁が共同事業として作成する産業連関表の基礎資料とすることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和40年以降、産業連関表の作成に合わせて5年ごとに実施されている。

【調査の構成】 1 - 商品流通調査票

【公 表】 インターネット(平成25年11月)

【備 考】 今回の変更は、集計事項の変更(集計様式を都道府県及び地域別計から、地域別のみに変更)である。

【調査票名】 1 - 商品流通調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」(細分類「2122生コンクリート製造業」を除く。)のうち、「商品流通調査品目一覧」に掲げる品目を生産している事業所 (抽出枠)工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)26,000/230,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月~12月 (系統)経済産業省-経済産業局-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成24年7月~8月

【調査事項】 1.製造品の自工場生産額、2.自工場消費額、3.輸出向け及び国内向け出荷額、4.国内向け出荷のうち消費地別構成比及び業種別構成比

【調査名】 環境にやさしい企業行動調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年11月22日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境経済課

【目 的】 本調査は、我が国事業者の環境配慮の取組等について調査を実施し、これらの動向を把握し、事業者における環境配慮の取組を促進する施策を展開するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 環境にやさしい企業行動調査 調査票

【公表】 環境省ホームページ、e-stat等

【備 考】 今回の変更は、報告を求める者(数が約7000から約3000、選定の方法が全数から無作為抽出)及び報告を求める期間(1回限りから1年)である。

【調査票名】 1 - 環境にやさしい企業行動調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)株式会社帝国データバンク「COSMOS2(企業概要データベース)」に登録された全業種の事業者のうち、東京、大阪若しくは名古屋証券取引所1部若しくは2部上場企業又は従業員500人以上の非上場企業・団体 (抽出枠)「COSMOS2(企業概要ファイル)」株式会社帝国データバンク

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)当該調査年度の前年 度 (系統)環境省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)当該調査年度の1月~2月

【調査事項】 1.調査対象事業者の概要、2.環境に関する取組状況等、3.環境マネジメントシステムの認証、4.取引先との関係、5.事業活動に係るライフサイクルにおける環境取組、6.環境に関する情報開示等、7.環境ビジネス、8.地球温暖化防止対策、9.環境会計、10.環境保全コスト

届出統計調査の受理

(1)新規

【調査名】 住生活総合調査 熊本県拡大調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月5日

【実施機関】 熊本県土木部建築住宅局住宅課

【目 的】 本調査は、熊本県の住宅施策の基本方針である熊本県住宅マスタープランの 次期改定に向け、熊本県内の世帯の実態、住宅に関する希望や指向性等に関する 基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-住生活総合調査 熊本県拡大調査票

【調査票名】 1-住生活総合調査 熊本県拡大調査票

【調査対象】 (地域)熊本県全域 (単位)世帯 (属性)平成25年住生活総合調査 の対象世帯となる全世帯 (抽出枠)平成22年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)960/68,600 (配布)調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月1日現 在 (系統)熊本県-市町村-統計指導員-統計調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月21日~平成25年12 月27日(予定)

【調査事項】 1.高齢者との同居状況について、2.老後の住まいについて、3.住情報について、4.地域産材について

【調査名】 中学生の生活・学習状況への意識に関するアンケート調査(平成2 5年届出)

【受理年月日】 平成25年11月5日

【実施機関】 相模原市健康福祉局福祉部南生活支援課

【目 的】 本調査は、子ども若者すだち支援事業の評価方法を探るための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 中学生の生活・学習状況への意識に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 中学生の生活・学習状況への意識に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)調査日時点で生活保護を 受給している中学2年生及び3年生 (抽出枠)生活保護被保護世帯名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)320 (配布)郵送・職員 (取集)郵送・職員 (記入)自計 (把握時)調査日時点 (系統)評価研究チーム 相模原市-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年11月25日~平成25年 12月24日

【調査事項】 1.普段の生活に関する事項、2.学校や勉強に関する事項、3.市が実施している中学生向けの「勉強会」に関する事項、4.家庭での生活や日々の生活に関する事項、5.人づきあいに関する事項、6.将来の希望等に関する事項

【調査票名】 2-【B調査票】

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)学校 (属性)愛知県内の小学校、中学校、 高等学校 (抽出枠)平成24年度愛知県学校一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,645 (配布)郵送・オンライン・ファクシミリ (取集)郵送・オンライン・ファクシミリ (記入)自計 (把握時)平成24年8月31日現在 (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成24年10月9日~10月24日

【調査事項】 1 環境教育のために企業やNPOに外部講師を依頼したことの有無、2. 外部講師の依頼先の所属、3.外部講師の紹介元

【調査票名】 3-【C調査票】

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)企業 (属性)愛知県で認証登録されているNPO法人のうち活動分野に環境保全が登録されている法人 (抽出枠)あいちNPO交流プラザNPO法人情報

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)415 (配布)郵送・オンライン・ファクシ

ミリ (取集)郵送・オンライン・ファクシミリ (記入)自計 (把握時) 平成24年8月31日現在 (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年10月9日~10月24日 【調査事項】 1.学校と連携した環境学習の実施の有無、2.環境学習を実施した学校 の所属、3.学校において環境学習を実施するに至った経緯 【調査名】 歯科検診受診勧奨モデル事業調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月8日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

【目 的】 本調査は、定期的歯検診受診の要因を診療所における患者調査により解明し、 今後の定期的歯科検診受診につながる効果的な啓発方法を検討するための基礎 資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-歯科医師調査票 2-患者調査票

【調査票名】 1-歯科医師調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)個人 (属性)愛知県歯科医師会会員 (抽 出枠)愛知県歯科医師会44地区支部ごとに各2名調査に協力が得られる歯 科医師を募り、選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)88/3,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日現在 (系統)愛知 県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年12月1日~12月末日 【調査事項】 1. 定期歯科検診実施に関する状況

【調査票名】 2-患者調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)個人 (属性)愛知県歯科医師会会員診療 所の患者 (抽出枠)歯科医師調査対象歯科診療所において、調査に協力が 得られた定期歯科検診受診者、定期歯科検診非受診者をそれぞれ500名任 意に選定。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,000/1,760 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日現在 (系統)愛知県-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成25年12月1日~12月末日

【調査事項】 1.生活習慣に関する状況、2.定期歯科検診受診に関する状況、3.歯の健康状態に関する状況

【調査名】 大阪府内中小企業の経営実態に関する調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月11日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目 的】 地域産業には、その中核に位置し、雇用やイノベーションなど多大な影響力を発揮する高付加価値企業が存在する。こうした企業は自らが高い業績を獲得することで、地域の雇用や税収を支えている。加えて、地域外マーケットと地域内産業を結びつけるリンケージ機能を果たすなど、その経済活動は地域内に立地する他の企業にも波及している。本調査では、こうした高付加価値企業を地域中核企業として位置づけ、その地域産業への効果を明らかにするとともに、地域中核企業の活動を促進する政策立案に資することを目的としている。

【調査の構成】 1-大阪府内中小企業の経営実態に関する調査票

【調査票名】 1 - 大阪府内中小企業の経営実態に関する調査票

【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)企業 (属性)大阪府内に存在する未上場企業で、「製造業(食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業除く)」に属する、企業常用雇用者数10名以上の企業。また大阪府内に存在する未上場企業で、「情報通信専門サービス業、学術・開発研究機関等の対事業所サービス業」に属する、企業常用雇用者数4名以上の企業。 (抽出枠)大阪府商工労働部「顧客データベースシステム」登録企業から、業績別(3期連続黒字とそれ以外)で同数抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)製造業:3000/7536、対事業所 サービス業:1000/2,131 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成25年11月1日 (系統)大阪府-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年12月5日~12月13日

【調査事項】 1.企業概要と経営実績について、2.経営者及び経営方針について、3. 事業活動について、4.競争環境と戦略について、5.経営課題と支援施策 活用について 【調査名】 野菜摂取量アップ対策に関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月14日

【実施機関】 徳島県保健福祉部健康増進課

【目 的】 本調査は、徳島県の成人における野菜摂取量は、全国で最低レベル(平成18年~平成22年国民健康・栄養調査データより)であることから、平成24年度より関係機関・団体とが連携し、野菜摂取量アップを徳島県民運動として展開をしている。本調査を行うことにより、徳島県民の野菜摂取に対する意識・知識及び行動レベルの実態を把握し、どの世代にどのレベル(意識・知識・行動)及び手段による介入が効果的であるかを確認するとともに、経年比較を行うことで、施策等の評価を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1-野菜摂取量アップ対策に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 野菜摂取量アップ対策に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)徳島県全域 (単位) (属性)徳島県内高等学校のうち東部・南部・西部より1校ずつ、私立大学(1大学)の学生のうち、管理栄養士養成課程及び看護学部を除く、産業保健師の所属する事業所のうち3事業所、徳島県庁(本庁)勤務の職員のうち野菜摂取量アップ対策に関わりのない課、シルバー大学校及び大学院、老人クラブ会員 (抽出枠)15歳以上の徳島県民のうち、所属する組織が比較的明確で、調査票の説明・確認回収ができる調査担当者が介入できる対象者から選定する。

【調查方法】 (選定)有意抽出 (客体数)600、400、600、1300、200、80 (配布)関係機関担当者 (取集)関係機関担当者 (記入)自計 (把握時)平成25年11月15日~12月27日 (系統)徳島県-(高等学校教諭、管理栄養士養成課程学生、産業保健師、徳島県職員)-報告者

【周期·期日】 (周期)1年 (実施期日)実施期間:平成25年11月15日~12 月27日、提出期限:平成26年1月10日

【調査事項】 野菜摂取に対する意識・知識・行動レベルに関する事項

【調査名】 「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート 調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月14日

【実施機関】 仙台市子供未来局子供育成部子育て支援課

- 【目 的】 本調査は、仙台市母子家庭等自立促進計画(計画期間:平成27年~31年度)の改定にあたり、仙台市における母子世帯、父子世帯(以下、「ひとり親家庭」という。)の生活実態やサービスに対するニーズ等を把握するとともに、今後の仙台市におけるひとり親家庭に対する福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。根拠法令:母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条
- 【調査の構成】 1 「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査票 (母子世帯の母向け) 2 「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査票 (父子世帯の父向け)
- 【調査票名】 1 「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査票 (母子世帯の母向け)
 - 【調査対象】 (地域)仙台市全域 (単位)個人 (属性)20歳未満の児童がいる母子世帯の母 (抽出枠)1.児童扶養手当受給者台帳、2.仙台市母子父子家庭医療費助成受給者台帳、3.住民基本台帳
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,300/9,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月上旬~12月下 旬 (系統)仙台市-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年12月上旬~12月下旬
 - 【調査事項】 1.世帯の状況、2.ひとり親家庭となった当時の状況、3.住居の状況、4.就労・収入・養育費の状況、5.面会・交流の状況など
- 【調査票名】 2 「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査票 (父子世帯の父向け)
 - 【調査対象】 (地域)仙台市全域 (単位)個人 (属性)20歳未満の児童がいる父子世帯の父 (抽出枠)1.児童扶養手当受給者台帳、2.仙台市母子父子家庭医療費助成受給者台帳、3.住民基本台帳
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/1,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月上旬~12月下 旬 (系統)仙台市-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年12月上旬~12月下旬 【調査事項】 1.世帯の状況、2.ひとり親家庭となった当時の状況、3.住居の状況、

4. 就労・収入・養育費の状況、5. 面会・交流の状況など

【調査名】 相模原市子ども・子育て支援新制度システム構築等事前調査(平成 25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月14日

【実施機関】 相模原市 健康福祉局 こども育成部 こども青少年課

- 【目 的】 本調査は、子ども・子育て支援新制度システム構築のための基礎データ及び 子育て家庭の生活実態や意識、サービスニーズなどを把握することを目的とする。
- 【調査の構成】 1 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(未就学児の保護者用) 2 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(就学児童の保護者用) 3 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(子ども本人用) 4 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(青年男女用) 5 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(ひとり親家庭の保護者用)
- 【調査票名】 1 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(未就学児の 保護者用)
 - 【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)未就学児の保護者 (抽 出枠)住民基本台帳等
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,600/40,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施期間(平成25年1 1月20日~12月5日)のうち調査票記入日 (系統)相模原市-民間事業者-報告者
 - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月20日~12月5日
 - 【調査事項】 1.居住地域、2.生年月又は年齢、3.兄弟姉妹の有無、4.家族構成、5.調査票の回答者、6.回答者の配偶関係、7.世帯の年収、8.子どもにかかる費用、9.子育て環境、10.子育てに対する考え方、11.保護者の就労状況、12.子どもの預かり事業、13.子どもが病気のときの対応、14.地域の子育て支援事業、15.放課後等の過ごし方、16.児童クラブ、17.職場の両立支援制度、18.市が行う取組
- 【調査票名】 2 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(就学児童の保護者用)
 - 【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)就学児童の保護者 (抽 出枠)住民基本台帳等
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/37,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施期間(平成25年1 1月20日~12月5日)のうち調査票記入日 (系統)相模原市-民間事

業者 - 報告者

- 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月20日~12月5日
- 【調査事項】 1.居住地域、2.生年月又は年齢、3.兄弟姉妹の有無、4.家族構成、5.調査票の回答者、6.回答者の配偶関係、7.世帯の年収、8.子どもにかかる費用、9.子育て環境、10.携帯電話・電子ゲーム等の所有、11.子育てに対する考え方、12.保護者の就労状況、13.子どもの預かり事業、14.子どもが病気のときの対応、15.放課後等の過ごし方、16.児童クラブ、17.市が行う取組
- 【調査票名】 3 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(子ども本人用)
 - 【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)子ども本人(小学5年生、中学2年生及び高校2年生相当) (抽出枠)住民基本台帳等
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/19,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施期間(平成25年1 1月20日~12月5日)のうち調査票記入日 (系統)相模原市-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月20日~12月5日
 - 【調査事項】 1.居住地域、2.生年月又は年齢、3.性別、4.兄弟姉妹の有無、5. 家族構成、6.日常の生活、7.携帯電話・電子ゲーム等の所有、8.子どもの権利、9.保護者の就労状況、10.結婚に対する考え方、11.子育てに対する考え方、12.児童クラブ、13.将来への考え方
- 【調査票名】 4 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(青年男女用) 【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)青年男女(20歳、25歳、30歳、35歳) (抽出枠)住民基本台帳等
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/35,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施期間(平成25年1 1月20日~12月5日)のうち調査票記入日 (系統)相模原市-民間事業者-報告者
 - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月20日~12月5日
 - 【調査事項】 1.生年月又は年齢、2.性別、3.家族構成、4.世帯の年収、5.携帯電話・電子ゲーム等の所有、6.子どもの権利、7.就労状況、8.結婚に対する考え方、9.子育てに対する考え方、10.市が行う取組
- 【調査票名】 5 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票(ひとり親家

庭の保護者用)

- 【調査対象】 (地域)相模原市全域 (単位)個人 (属性)ひとり親家庭の保護者 (抽 出枠)児童扶養手当データ
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/6,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施期間(平成25年11月20日~12月5日)のうち調査票記入日 (系統)相模原市-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月20日~12月5日
- 【調査事項】 1.生年月又は年齢、2.家族構成、3.世帯の年収、4.就労状況、5. 資格や技能、6.ひとり親になった理由、7.ひとり親になった時期、8. 住居の形態、9.子どもの養育費、10.市が行う取組

【調査名】 県内の公共施設等での禁煙・分煙状況調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月18日

【実施機関】 栃木県 保健福祉部 健康増進課

【目 的】 本調査は、多数の者が利用する栃木県内の公共の場所における禁煙・分煙の 実施状況について調査を実施することで、栃木県の今後の受動喫煙防止対策を推 進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-A調査票(保健医療機関向け) 2-B調査票(市町村向け) 3
- C調査票(教育機関向け) 4-D調査票(栃木県民利用施設向け) 5
- E調査票(公共交通機関向け) 6-F調査票(金融機関向け)

【調査票名】 1 - A調査票(保健医療機関向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)企業 (属性)助産所 (抽出枠)とちぎ 医療情報ネットに掲載された助産所のうち、栃木県民が施設を利用できる助 産所(出張訪問のみ等を除く。)

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)15/26 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査票名】 2 - B調査票(市町村向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)地方公共団体 (属性)市町村 (抽出枠) 市町村全て

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)26 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査票名】 3 - C調査票(教育機関向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)学校 (属性)国公私立学校 (抽出枠) 国公私立学校全て

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)767 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系 統)栃木県-報告者 【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査票名】 4 - D調査票(栃木県民利用施設向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)地方公共団体 (属性)栃木県有施設のうち、県民利用施設 (抽出枠)栃木県が保有する施設のうち、不特定多数の者が利用し、建物があり常駐する職員がいる施設全て

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)85 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査票名】 5 - E調査票(公共交通機関向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)企業 (属性)栃木県内に駅、窓口等のある鉄道・バス会社 (抽出枠)栃木県内に駅、窓口等のある鉄道・バス会社全て

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査票名】 6 - F調査票(金融機関向け)

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)企業 (属性)栃木県内に本店のある銀行・ 信用金庫等、ゆうちょ銀行、JA (抽出枠)栃木県内に本店のある銀行・ 信用金庫等、ゆうちょ銀行及びJA全て

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)22 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月16日~平成26年 1月31日

【調査事項】 施設の禁煙・分煙状況

【調査名】 札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月19日

【実施機関】 札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

【目 的】 本調査は、子育て支援に関する市民の生活実態や潜在ニーズを把握し、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票

【調査票名】 1 - 札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査 調査票

【調査対象】 (地域)札幌市全域 (単位)世帯 (属性)就学前児童(0歳~5歳) の世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/920,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)札幌市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年11月20日~12月6日 【調査事項】 1.子どもと家族の状況について、2.子どもの育ちをめぐる環境について、3.子どもの保護者の就労状況について、4.子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、5.子どもの土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について、6.子どもの病気の際の対応について、7.子どもの不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、8.子どもの地域子育て支援事業の利用状況について、9.5歳以上の子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方について、10.妊娠・出産に関すること、および育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について、11.意見・要望およびワークショップの参加について 【調査名】 福岡市動植物園に関する市民調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月20日

【実施機関】 福岡市 住宅都市局 みどりのまち推進部 動物園

【目 的】 本調査は、経営的視点を取り入れて整備・運営していくための「福岡市みど リ経営基本計画(仮称)」の策定に当たり、動植物園の効率的な運営及び経営改 善策について調査検討することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 福岡市動植物園に関する市民調査 調査票

【調査票名】 1 - 福岡市動植物園に関する市民調査 調査票

【調査対象】 (地域)福岡市全域 (単位)個人 (属性)福岡市内居住の男女 (抽 出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/1,480,000 (配 布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年8月10日 (系統)福岡市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年12月11日~平成26年 1月31日

【調査事項】 1.利用状況について、2.施設のイメージについて、3.動物園正門の新しい施設について、4.入園料について、5.その他

【調査名】 鳥取県に関するイメージ調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月28日

【実施機関】 鳥取県未来づくり推進局企画課

【目 的】 本調査は、鳥取県外における鳥取県のイメージ等を把握し、鳥取県外へ情報 発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県に関するイメージ調査 調査票

【調査票名】 1-鳥取県に関するイメージ調査 調査票

【調査対象】 (地域)首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県) 関西圏(大阪府・兵庫県・京都府) 中京圏(愛知県) 中国・四国圏(広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県) 九州圏(福岡県) (単位)個人 (属性)10代から60代以上の男女(年代・性別で均等) (抽出枠)実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、年代別・性別ごとに、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5400人を回答順に選定

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,400 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成25年12月下旬 (系統) 鳥取県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年12月下旬~平成26年1 月

【調査事項】 1.鳥取県来訪の有無、2.家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無、3. 鳥取県の話題に関する事項、4.鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無、5.鳥取県の観光地等の来訪の有無、6.鳥取県に関する情報の取得源、7.全国都市緑化とっとりフェアの来訪の有無 【調査名】 浜松市障害福祉計画策定に伴う実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月29日

【実施機関】 浜松市健康福祉部生涯保健福祉課

【目 的】 本調査は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画を 策定する上で必要な基礎資料を得るため、障害者の生活状況や活動状況、障害福 祉サービスに対する意向及び実態についてアンケート調査を実施するものであ る。

【調査の構成】 1 - 浜松市障害福祉計画策定に伴う実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 浜松市障害福祉計画策定に伴う実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)浜松市全域 (単位)個人 (属性)浜松市内在住の障害者手帳 所持者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/36,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年1月1日 (系統) 浜松市-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年1月初旬~1月中旬

【調査事項】 1.障害の程度や日常生活について、2.障害福祉サービスの利用について、3.就労について

(2)変更

【調査名】 大阪府景気観測調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月1日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目 的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行う目的とする。

【調査の構成】 1-大阪府景気観測調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。今年1年間に起こった社会経済環境の変化が、企業経営に及ぼす影響を把握するため、設問を追加し、中国ビジネスに関する設問は削除した。

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

- 【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」「広告業」「技術サービス業(他に分類されないもの)」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業(別掲を除く)」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベースを用い、属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/302,544 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施四半期の実績見込 み(一部、次の四半期の予定) (系統)大阪府-報告者
- 【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)提出期限は、5月、8月、11月、2月 のそれぞれ翌月中旬
- 【調査事項】 1.毎期共通するもの (1)事業所概要(業種、業態、従業員規模) (2)今期の業況判断(前期比、前年同期比)(3)来期の業況判断(見込み)(4)出荷・売上高、(5)製・商品、サービス、請負等の単価、(6)原材料、部品等の価格、(7)営業利益水準、営業利益 判断、(8)雇用状況、(9)来期の雇用予定人員、(10)資金繰り、(11)設備投資、2. 各期で個別に調査する項目 (1)4-6月期 ア.直近の年間決算における営業利益について、イ.24年(度)の海外での売上及び調達・仕入の

実績(23年度と比較)(2)7-9月期 ア.今年の賞与(正規雇用者を対象として)の実績と見込み、イ.電気料金及び原材料価格上昇の影響について、(3)10-12月期 ア.設備投資の主な目的、イ社会経済環境の変化が企業に与える影響について、ウ.正社員の基本給の上昇割合について(4)1-3月期 ア.25年度の採用実績(24年度と比較)と26年度の採用予定(25年度と比較)

【調査名】 県民生活基本調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月5日

【実施機関】 岩手県 政策地域部 調査統計課

【目 的】 本調査は、岩手県民の生活や行動に関し、その実態や質的変化を把握し、調査結果を今後の政策評価や政策評価を踏まえた施策の企画・立案等に活用することを目的とする。

【調査の構成】 1-県民生活基本調査 調査票

【調査票名】 1-県民生活基本調査 調査票

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)個人 (属性)岩手県内に居住する20歳以上の男女個人 (抽出枠)選挙人名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/1,072,372 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の1月現在(系統)岩手県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)2年 (実施期日)調査実施年の1月初旬~2月上旬

【調査事項】 1.日帰り観光への参加状況、2.地域の商店街の利用状況、3.岩手県内産農林水産物の利用状況、4.健康に留意した生活の状況、5.医療機関の役割分担認知度の状況、6.地域一体となった子育ての状況、7.隣近所との付き合いの状況、8.災害への対応状況、9.防犯への対応状況、10.交通安全への対応状況、11.食品表示の確認状況、12.市民活動への参加状況、13.家事労働の状況、14.生涯学習への取組状況、15.伝統芸能への参加状況、16.地球温暖化防止への対応状況、17.ごみの減量化への対応状況、18.公共交通機関の利用状況、19.インターネットの利用状況

【調查名】 住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月5日

【実施機関】 長崎県土木部住宅課企画指導班

【目 的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査結果のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資することを目的とする。

【調査の構成】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 (地域)長崎県全域 (単位)世帯 (属性)平成25年住宅・土地統計 調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 (抽出枠)平成22年 国勢調査の一般世帯

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,400/560,000 (配布) 調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12 月1日現在 (系統)長崎県-市町-統計指導員-統計調査員-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月21日~平成25年12 月27日

【調査事項】 1.要介護認定、2.現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価、3.最近5年間の居住状況の変化、4.今後の住まい方、5.現住居以外の住宅、6.子どもとの住まい方など、7.世帯の住居費など、8.現在の住宅の建築時期

【調査名】 北九州市国際ビジネス実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月5日

【実施機関】 北九州市産業経済局地域産業振興部国際ビジネス振興課

【目 的】 本調査は、本市における国際ビジネスにかかわる中小企業の動向及びニーズ を把握し、今後の国際ビジネス振興施策に反映させることを目的としている。

【調査の構成】 1-北九州市国際ビジネス実態調査票

【備 考】 1.調査の名称(年表示を削除) 2.調査の目的、3.調査対象の範囲、4. 報告を求める者(母集団の数) 5.報告を求める事項及びその基準となる期日 又は期間(「企業の概況」の追加) 6.報告を求めるために用いる方法、7.報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 北九州市国際ビジネス実態調査票

- 【調査対象】 (地域)北九州市内 (単位)中小企業 (属性)国際ビジネスを行っている中小企業及び今後行う可能性のある中小企業 (抽出枠)市が把握している市内中小企業(10202社)のうち、特定の業種から2500社を抽出する
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/10,202 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日時点 (系統)北九州市-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)10月31日発送、提出期限は11月20日
- 【調査事項】 1.企業の概況(業種、資本金、従業員規模) 2.輸出入の取り組みと課題について

【調查名】 住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月7日

【実施機関】 沖縄県土木建築部住宅課

【目 的】 本調査は、居住環境を含む住生活全般の実態や居住者の意向・満足度等を把握し、さらに住宅・土地統計調査とリンゲージして集計・分析し、住宅施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 (地域)沖縄県全域 (単位)世帯 (属性)平成25年住宅・土地統計 調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 (抽出枠)平成22年 国勢調査の調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,744/520,000 (配布) 調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12 月1日 (系統)沖縄県-市町村-調査員-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月21日~平成25年12 月10日

【調査事項】 1.要介護認定について、2.現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3.最近5年間の居住状況の変化について、4.今後の住まい方について、5.現在お住まいの住宅以外の住宅について、6.子どもとの住まい方などについて、7.あなたの世帯の住居費などについて、8.現在の住宅の建築時期について

【調査名】 住生活総合調査 拡大調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月11日

【実施機関】 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課

【目 的】 本調査は、和歌山県内における普通世帯の居住する住宅及び住環境に関する 評価、住宅建設又は住み替えの実態、住宅の住み替え、改善の意向等の住宅に関 する動向を把握し、住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得ることを目的と する

【調査の構成】 1-住生活総合調査 拡大調査 調査票

【調査票名】 1-住生活総合調査 拡大調査 調査票

【調査対象】 (地域)和歌山県全域 (単位)世帯 (属性)平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 (抽出枠)平成22 年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/402,800 (配布) 調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12 月1日現在 (系統)和歌山県-市町村-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月21日~平成25年12 月27日(予定)

【調査事項】 1.要介護認定について、2.現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3.最近5年間の居住状況の変化について、4.今後の住まい方について、5.現在お住まいの住宅以外の住宅について、6.子どもとの住まい方などについて、7.あなたの世帯の住居費などについて、8.現在の住宅の建築時期について

【調査名】 山口県鉱工業生産動態統計調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月11日

【実施機関】 山口県総合政策部統計分析課

【目 的】 本調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料 を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山口県鉱工業生産動態統計調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める者(基準改定の採用品目変更に伴う事業所の削除及び追加) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間(基準改定の調査品目変更)である。

【調査票名】 1 - 山口県鉱工業生産動態統計調査票

【調査対象】 (地域)山口県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の鉱業、 採石業、砂利採取業又は製造業に属する事業所のうち知事が指定する事業所 (抽出枠) "調査対象品目(工業統計調査における出荷額の構成比率の高い 品目で、経済産業省生産動態統計調査や他省庁の既存統計調査の対象となっ ていない品目)について生産を行う代表的な(選定品目の出荷比率が高いも の)事業所を選定。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)24/3,800 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)山口県-報告者

【周期・期日】 (周期)毎月 (実施期日)翌月15日

【調査事項】 1.生産数量、2.出荷数量、3.在庫数量

【調査名】 大阪市障がい者等基礎調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月12日

【実施機関】 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 ほか3部課

- 【目 的】 本調査は、障がいのある方の生活状況やニーズ等を把握することで、障害者 基本法に基づく障がい者支援計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計 画を改定するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 障がい者(児)基礎調査票(本人用) 2 障がい者(児)基礎調査票(家族用) 3 障がい福祉サービス事業者等調査票 4 大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)利用者アンケート 5 高次脳機能障がいに関するアンケート 6 障がい者(児)基礎調査票(施設入所者用) 7 障がい者(児)基礎調査票(施設管理者用) 8 特定疾患患者基礎調査票 9 小児慢性特定疾患児基礎調査票

【調査票名】 1 - 障がい者(児)基礎調査票(本人用)

- 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)身体障がい者手帳・療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者・自立支援医療受給者 (抽出枠)身体障がい者手帳台帳及び療育手帳台帳、自立支援受給者台帳(精神通院)及び精神障がい者保健福祉手帳台帳
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)17,200/172,703 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.障がい福祉に関するサービスについて、3.日常の生活や 社会参加の状況、4.住まいの状況、5.医療について、6.障がい者施策 全般の意見等
- 【調査票名】 2 障がい者(児)基礎調査票(家族用)
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)「障がい者(児)基礎調査票(本人用)」の報告者を介助している家族 (抽出枠)「障がい者(児)基礎調査票(本人用)」の報告者を介助している家族
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)17,200/172,703 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者

- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.介助の状況、3.相談先、4.障がい者施策全般の意見等
- 【調査票名】 3- 障がい福祉サービス事業者等調査票
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)企業 (属性)障がい福祉サービスを提供している事業者等 (抽出枠)障がい福祉に関するサービス事業者名簿
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下 旬~平成26年1月下旬
 - 【調査事項】 1.居住系サービスでの課題、2.訪問系サービス・短期入所・日中系サービスでの課題、3.相談支援系サービスの課題、4.障がい者施策全般の意見等
- 【調査票名】 4 大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)利用者アンケート
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)を調査実施年度の前年度中に利用した者のうち、氏名及び住所が判明している者 (抽出枠)大阪市発達障がい者支援センターの利用者名簿
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)350 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下 旬~平成26年1月下旬
 - 【調査事項】 1.属性、2.障がい福祉に関するサービスについて、3.日常の生活や 社会参加の状況、4.住まいの状況、5.医療について、6.発達障がいに ついて、7.障がい者施策全般の意見等
- 【調査票名】 5 高次脳機能障がいに関するアンケート
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)調査 実施年の12月下旬から翌年1月中旬の期間において、整形外科、リハビリ

テーション科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に入通院した者のうち、当該医療機関の医師によって高次脳機能障がい又はその疑いがあると判断された者 (抽出枠)調査実施年の12月下旬から翌年1月中旬の期間において、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に入通院した者のうち、当該医療機関の医師によって高次脳機能障がい又はその疑いがあると判断された者

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,600 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-医療機関-報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.障がい福祉に関するサービスについて、3.日常の生活や 社会参加の状況、4.住まいの状況、5.医療について、6.高次脳機能障 がいについて、7.障がい者施策全般の意見等
- 【調査票名】 6-障がい者(児)基礎調査票(施設入所者用)
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)障がい者施設入所者(入所前の住所が大阪市内である者) (抽出枠)障がい者(児)施設入所者名簿
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下 旬~平成26年1月下旬
 - 【調査事項】 1.属性、2.施設とくらしのことについて、3.障がい者施策全般の意見等
- 【調査票名】 7 障がい者(児)基礎調査票(施設管理者用)
 - 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)障がい者施設(入所前の住所が大阪市内の者が入所している施設)の管理者 (抽出枠)障がい者施設(入所前の住所が大阪市内の者が入所している施設)の管理者
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)200 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者

- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下 旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.強度行動障がいいかが見い発達障がいの課題について、3. 医療的ケアについて、4.日中の支援について、5.地域移行について、6. 短期入所の利用状況について、7.障がい者施策全般の意見等

【調査票名】 8-特定疾患患者基礎調査票

- 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)特定疾患医療受給者証交付者 (抽出枠)特定疾患患者台帳
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)650/15,630 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下 旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.病気、3.保健や福祉のサービスについて、4.日常の生活や社会参加の状況、5.住まいの状況、6.相談や情報の入手について、7.療養相談会について、8.障がい者施策全般の意見等

【調査票名】 9-小児慢性特定疾患児基礎調査票

- 【調査対象】 (地域)大阪市内全域(ただし、障がい者施設入所前の住所が大阪市内であった入所者及び当該施設管理者も含む。) (単位)個人 (属性)小児慢性特定疾患医療受給者証交付者(但し、報告は、基本的に保護者が行う。) (抽出枠)小児慢性特定疾患児台帳
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)650/2,226 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の12月1日 (系統)大阪市-報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として3年) (実施期日)平成25年12月下旬~平成26年1月下旬
- 【調査事項】 1.属性、2.病気、3.保健や福祉のサービスについて、4.日常の生活や社会参加の状況、5.相談や情報の入手について、6.療養相談会について、7.障がい者施策全般の意見等

【調査名】 企業対象暴力に関するアンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月20日

【実施機関】 北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課

【目 的】 本調査は、市内の事業所、企業を対象に暴力追放に関する意識や被害を調査 し、今後の啓発・相談・排除活動の施策を効果的に推進していくための資料とす ることを目的とする。

【調査の構成】 1-企業対象暴力に関するアンケート調査票

【備 考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間(暴力団対策法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)第9条に規定する条項に沿って、文言を整理したため、それに伴い調査事項を変更)である。

【調査票名】 1 - 企業対象暴力に関するアンケート調査票

【調査対象】 (地域)北九州市内 (単位) (属性)従業員10名以上の事業所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/9,981 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日 (系統)北九州市 報告者

【周期·期日】 (周期)2年 (実施期日)平成25年12月26日~平成26年1月 23日

【調査事項】 1.暴力団等反社会的勢力からの不当要求の有無、2.内容、3.金額、4.対応について等

【調查名】 住生活総合調査拡大調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年11月22日

【実施機関】 福岡県 建築都市部 住宅計画課

【目 的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査結果のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資することを目的とする。

【調査の構成】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1-住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 (地域)北九州市、福岡市を除く福岡県全域 (単位)世帯 (属性)平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 (抽出枠)平成22年国勢調査の福岡県内一般世帯

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/982,000 (配布) 調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12 月1日現在 (系統)福岡県-市町村-統計指導員-統計調査員-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年11月21日~平成25年12 月25日

【調査事項】 1.要介護認定、2.現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価、3.最近5年間の居住状況の変化、4.今後の住まい方、5.現住居以外の住宅、6.子どもとの住まい方など、7.世帯の住居費など、8.現在の住宅の建築時期

(参考)

基幹統計の指定

統計の名称						作	成	者	指	定	内	容	指定年月日
I	業	統	計	調	查	経済	産業	大臣	手段で を、名 め、基	統計とる ある基 弥上明研 幹統計調査	幹 統 計 催に区 3 の名称 3 査 」 か 9	作成 査とた の業の。	H25.11.27

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。